

第2章 計画の基本方針

1 基本的な考え方

県民の健康づくりを進めるにあたっては、第1次くまもと21ヘルスプランから継続して、ヘルスプロモーションの理念に基づいた施策を推進しています。

ヘルスプロモーションとは、県民一人ひとりが自らの健康をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセスをいいます。

県民一人ひとりがより良い健康のための行動をとることができるよう、住民組織活動などによる周囲のサポートや行政施策等による環境づくりが必要です。そのために、県民をはじめ行政や関係機関・団体が一体となった健康づくりを推進します。

2 計画の目標

「県民が生涯を通じて健康で、安心して暮らし続けることができる熊本」の実現をめざし、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目標として、次に掲げる5つの重点施策に取り組みます。

3 重点施策

(1) より良い生活習慣の形成と健康づくりの推進

子どもの頃からより良い生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを推進していくことが重要です。

そこで、学校保健や地域保健が連携した肥満等の生活習慣病予防（一次予防）、職域保健と連携した働く世代の健康づくり対策を推進します。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

生活習慣病に係る受療率が全体の約3割を占め、高血圧や糖尿病予備群、メタボリックシンドローム等の生活習慣病のリスク保有者も多い現状から、生活習慣病の発症や重症化を予防することが重要です。

健診（検診）や保健指導体制の充実、適切な治療管理、保健医療が連携した切れ目のない保健医療サービスの提供体制を整備します。

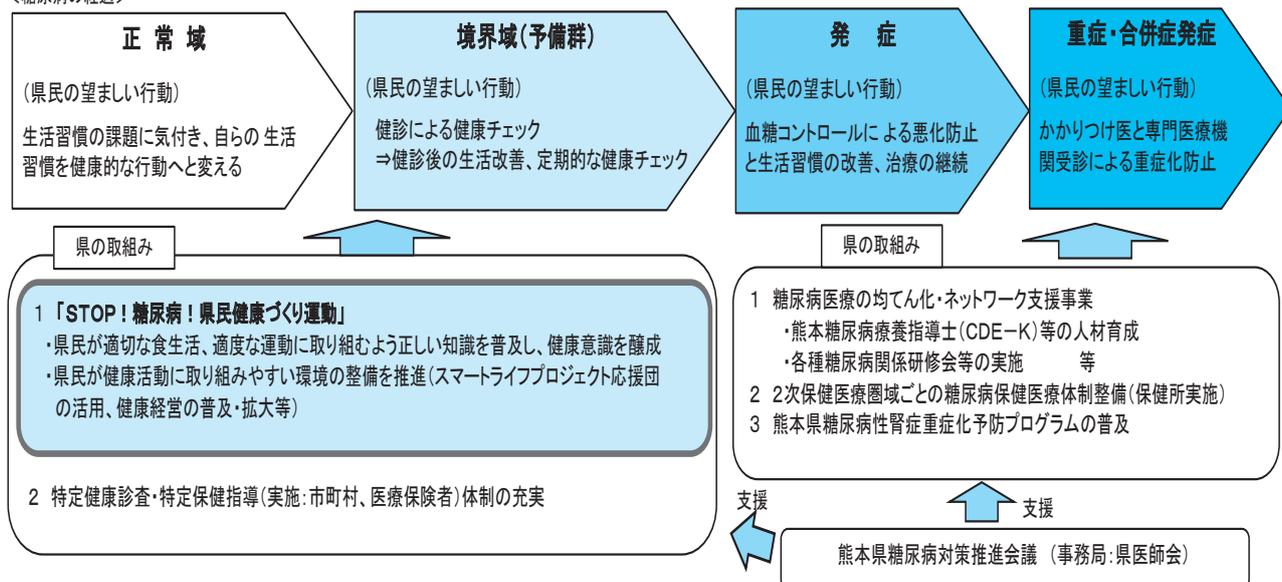
特に、今後、県民の健康寿命を延ばすためには、糖尿病対策を最重要施策として取り組みます。

現在、県民の中高年世代4人に1人が糖尿病有病者・予備群です。

本県は、糖尿病の発症予防、重症化予防が重要課題です。糖尿病を予防することは、結果として、がんや脳卒中、心筋梗塞など他の生活習慣病の減少や医療費適正化にもつながります。そのため、糖尿病対策を最重要施策として取り組みます。

【参考】糖尿病対策の取組みイメージ

<糖尿病の経過>



(3) ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進

将来を担う次世代の健康を支えるために必要な妊婦や子どもの健康増進、働く世代のストレス対策等の「こころの健康づくり」、加齢に伴う機能の低下を遅らせるための高齢者の健康づくりなど、ライフステージ特有の健康課題に焦点を当てた取組みを推進します。

(4) 熊本地震の影響に配慮した健康づくりの推進

平成28年4月に発生した熊本地震により、本県は大きな被害を受け、その復興はいまだ道半ばです。被災者の心身の健康を守るため、きめ細かな健康支援や心のケアなどに取り組んでいく必要があります。

また、次の災害への備えとして、平時から関係機関と連携した健康管理体制の整備が必要です。

(5) 健康を支え、守るための社会環境の整備

人々の健康は、社会経済的環境の影響を受けます。県民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすくするために、地域の中で住民同士のつながりを作るといったソーシャルキャピタル⁸の醸成等、社会全体が相互に支え合う仕組みづくりが求められます。

そこで、直接県民に働きかけを行う関係機関や団体、市町村等が、健康づくりに積極的に取り組めるよう、関係者の人材育成や継続的な活動による支援をとおして、県民の健康を支え、守るための社会環境を整備します。

⁸ ソーシャルキャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、地域における社会問題の解決能力を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴を指す。人々が信頼し協力しあう社会においては健康状態が良いという報告もあり、ソーシャルキャピタルと健康との関連は多くの研究で指摘されている。

4 推進体制

第4次計画の推進を図るための組織を次のとおりとし、県民や家庭、学校、地域、職域、行政等の各実施主体の役割を明確にするとともに、連携による健康づくり施策を推進します。

(1) 推進組織

○ くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- ・ 有識者及び関係機関・団体から推薦された者で構成する組織で、「くまもと21ヘルスプラン」の数値目標の設定、進捗管理、健康づくり運動の推進・評価等を行います。

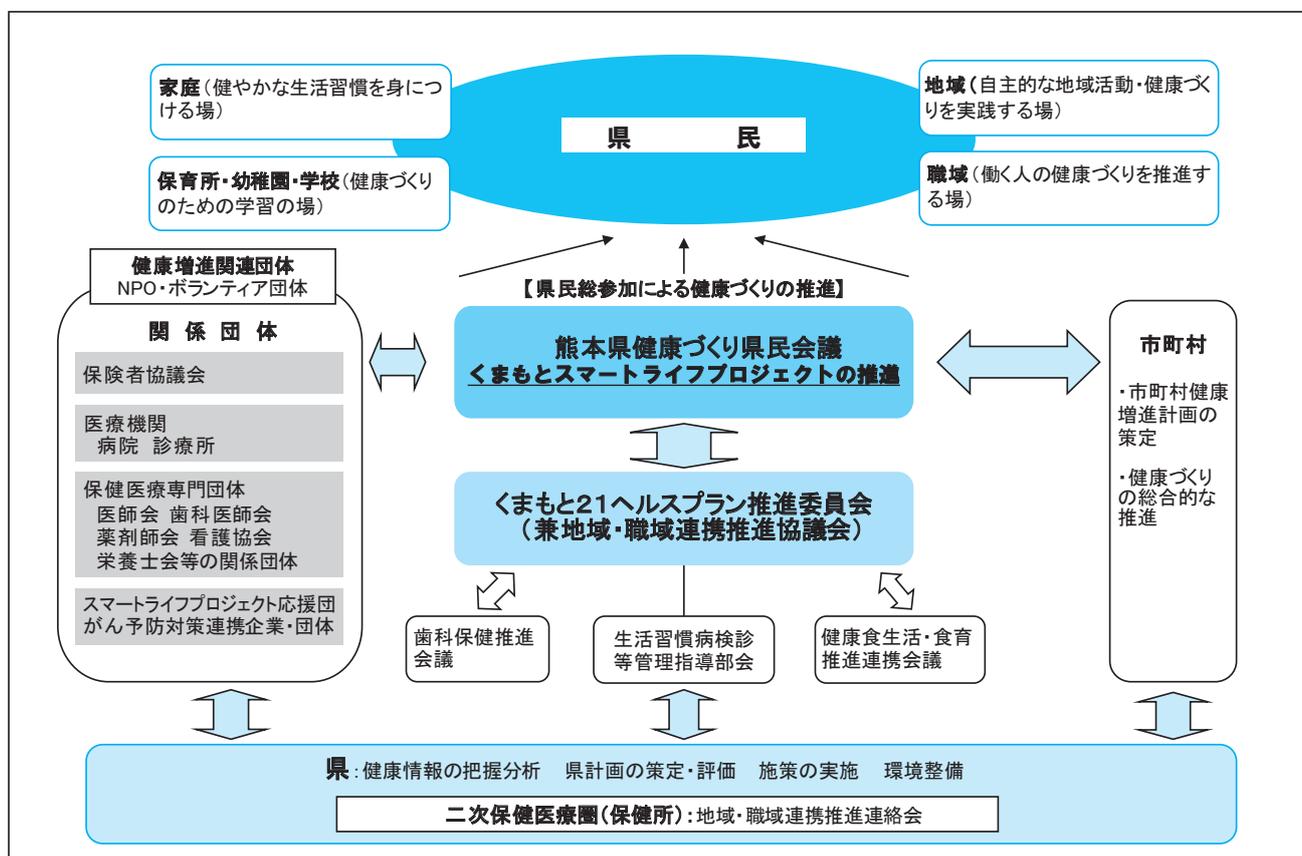
また、本県の健康に関する現状と課題等の分析、情報の共有化を図り、本委員会を中心に各関係機関・団体等が連携し、効果的な健康づくりの施策を推進します。

○ 地域・職域連携推進協議会

- ・ 地域保健と職域保健を担う行政機関、関係機関・団体、事業所等職域の代表者で構成する組織で、県及び二次保健医療圏単位に設置しています。

協議会では、構成機関が情報交換を行い、それぞれが持つ保健医療資源を活用したり、保健事業を共同で実施したりすることを通して、地域・職域における県民の健康づくりを支援します。

なお、県においては「くまもと21ヘルスプラン推進委員会」が地域・職域連携推進協議会を兼ねています。



(2) 推進主体と基本的役割

1) 県民

県民一人ひとりが、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める必要があります。

2) 保育所・幼稚園・学校

保育所や幼稚園、学校においては、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけるための保育や教育が期待されます。特に学校は、子どもたちが自らの健康を管理し、正しい生活習慣を身につけるための健康教育を実践する場の役割と、学校保健委員会等を通じ、地域と連携しながら子どもの健康づくりを進めていくことが期待されます。

3) 地域

地域は、人々が生活する場であり、生涯を通じて影響を及ぼすところです。個人の健康づくりを支えるとともに地域住民全体の健康水準を向上させていくためには、健康づくりのための地域環境の整備や住民同士の支え合いなど、地域で健康づくり活動に取り組むことが期待されます。

4) 職場・企業

職場・企業は、ライフステージの中で青壮年期を勤労者として過ごす場であり、県民の健康づくり対策を積極的に推進するうえで、職場や企業での取組みは不可欠です。従業員の心身の健康を守ることで職場や企業における生産性等の向上をめざす「健康経営⁹」の取組みが注目されており、従業員の健康増進に積極的に関与することが期待されます。

また、くまもとスマートライフプロジェクト応援団やがん予防対策連携企業・団体は、従業員やその家族、県民に向けて、健康づくりやがん予防啓発、健（検）診受診勧奨等の取組みが期待されます。

5) 医療保険者

事業主や医療機関等と連携し、全ての被保険者及び被扶養者が健診・保健指導を受診しやすい環境づくり、健診未受診者の受診促進、メタボリックシンドローム該当者及び予備群に対する生活習慣の改善に向けた適切な保健指導を実施します。更に、各医療保険者、県等で構成されている保険者協議会の場において各医療保険者が連携した効果的・効率的な事業実施についての協議や、地域保健と連携したポピュレーションアプローチ¹⁰を含めた生活習慣病予防を支援すること

⁹ 健康経営：従業員の健康を重視し、健康管理を経営課題として捉え、実践する経営手法。これにより、従業員の健康の保持増進と会社の生産性の向上を目指す。「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

¹⁰ ポピュレーションアプローチ：健康障害を起こす危険因子をもつ集団全体に働きかけ、そのリスクを少しずつ軽減させ、良い方向に持っていかうとする方法をいう。参考としてハイリスクアプローチは、健康障害を起こす危険度がよ

が求められます。

なお、後期高齢者医療保険者においても、引き続き他の医療保険者と同様に、健康づくり対策に取り組むことが求められます。

6) 保健医療関係機関・団体

①保健医療専門機関

病院や診療所等の医療機関、薬局及び人間ドック等の健診機関は、病気の発見や治療のみならず、その発症予防の取組みにも大きな役割が期待されます。また、従事する医療専門家は、その知識・技術を活用し、関係機関・団体への協力や県民への健康に関する指導、情報提供などの支援を行う役割が期待されます。

②保健医療専門団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体は、保健医療に関する専門職種で構成する組織としての特性を活かし、組織をとおして関係機関・団体との連携を図り、住民への健康に関する指導や情報提供、人材育成などの支援を行う役割が期待されます。

③健康推進関連団体・NPO・ボランティア団体

県民で構成されている健康づくりの推進組織である健康を守る婦人の会、食生活改善推進協議会、食に関する組織としての食品衛生協会、調理師会、体力の保持増進を目指すスポーツ関連団体、更に、地域婦人会、老人クラブ等のボランティア団体は、その組織の活動を通して県民の健康づくりに貢献しており、これからもその役割が期待されます。

7) 行政機関

①市町村

市町村は、本計画を勘案のうえ、住民の健康づくり計画を主体的に策定するとともに、住民に対する支援の中心的役割を担う行政機関として、健康関連機関・団体等と協力し、健康に関する情報提供や個人が行う健康づくりへの取組みを支援していく役割があります。

さらに、平成 27 年度国民健康保険法の改正で新たに「保険者努力支援制度」が創設されたことにより、市町村には、国民健康保険の保険者として、国保データヘルス計画の策定と実施や糖尿病重症化予防など、より一層の取組みが求められています。

このように、保健衛生部門と国民健康保険部門が一体となった住民の健康づくりへの取組みの強化が必要です。

②県

県は、本計画の推進に向けて具体的な対応策を講じ、健康づくり活動の目標と方向性を示すとともに、健康増進に関する正しい知識の普及、情報の提供等を行います。また、市町村をはじめとする関係機関・団体との総合的な連携・調整等、健康づくりについて中心的な役割を果たします。

さらに、市町村が策定する健康増進計画や国保データヘルス計画の策定支援を行い、本計画の実効性の確保に努めます。

保健所は、各保健所が策定した地域保健医療計画に基づき、各圏域の健康づくりを推進します。また、管轄する市町村の健康づくり対策の円滑な推進のために、専門的技術的な支援を行い、市町村や関係機関・団体等との連携や交流を促進するため、広域的な調整を行う役割があります。

(3) 計画の評価

県内の各実施主体における実施状況等を把握し、毎年度開催するくまもと21ヘルスプラン推進委員会において、全体の状況を分析・評価し、公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。

目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を計画終期の前年度（平成34年度）に実施し、計画終期（平成35年度）に計画の実績に関する評価を行います。